

相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程

平成13年3月19日

市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号）に規定するもののほか、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年相模原市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 議員が会派を結成したときは、その代表者は速やかに会派（結成・変更）届（第1号様式）を議長に提出しなければならない。その届け出た事項に変更が生じたときも同様とする。

2 前項に規定する届を提出した会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに会派解散届（第2号様式）を議長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第3条 会派の代表者及び会派に所属しない議員が、政務調査費の交付を受けようとするときは、政務調査費交付申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があり、政務調査費を交付すべきと認めるときは、申請者に政務調査費交付決定通知書により、議長を経由して通知するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 会派の代表者は、会派の構成議員数に変更があったときは速やかに政務調査費交付変更申請書(第4号様式。以下「変更申請書」という。)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、会派が解散したとき、又は会派に属しない議員が会派に所属したときについて準用する。この場合において、前項中「会派の代表者は、会派の構成議員数に変更があったとき」とあるのはそれぞれ「会派の代表者であったも

のは、会派が解散したとき」又は「会派に属しない議員は、会派に所属したとき」と読み替える。

(変更決定)

第6条 市長は、前条の規定による変更申請書の提出があった場合には、申請者に政務調査費交付変更通知書により交付決定の取消し又は変更について議長を經由して通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 会派の代表者及び会派に所属しない議員は、政務調査費の交付を請求しようとするときは、条例第5条第1項及び第2項の規定による交付すべき月の10日までに、政務調査費交付請求書(第5号様式)に次に掲げる書類を添え、議長を經由して市長に提出しなければならない。

(1) 政務調査費交付決定通知書の写

(2) その他市長が必要と認める書類

(使途基準)

第8条 条例第6条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(収支報告書)

第9条 条例第8条第1項に規定する収支報告書(第6号様式)に添える議長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) その他議長が必要と認める書類

(会計帳簿の調製保管)

第10条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、政務調査費の支出について領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿を調製しなければならない。

2 前項に規定する会計帳簿は、当該会派の代表者及び会派に所属しない議員が収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月5日議会告示第4号)

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月1日議会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年3月14日議会告示第1号）

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年8月26日議会告示第2号）

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日議会告示第4号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

政務調査費使途基準

項目	内容	主な支出項目
研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費。ただし、費用弁償の算出については相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年相模原市条例第28号）の例による。	会場使用料、謝礼、資料作成代、費用弁償（交通費、宿泊料等）、入場料、受講料、テキスト代、出席者負担金、会費、郵便料、宅配便運搬料、振込手数料等
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費。ただし、費用弁償の算出については相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の例による。	費用弁償（交通費、宿泊料等）、車借上料、道路通行料、入場料、写真代等
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	資料作成代、調査委託料、謝礼、筆耕料、翻訳料、事務用品購入代、備品購入・リース代等
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書代、新聞・雑誌購読料等
広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費	広報紙・報告書等作成代、郵便料、宅配便運搬料、会場使用料等
広聴費	住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費	会場使用料、資料作成代、郵便料、宅配便運搬料、茶菓子代等
人件費	調査研究活動に係る事務職員を雇用するために要する経費	賃金、通勤費、社会保険料等
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料・維持管理費、備品購入・リース代等
事務費	調査研究活動に係る事務処理のために必要な物品購入等に要する経費	事務用品購入代、備品購入・リース代、郵便料、宅配便運搬料、通信料（電話回線使用料等）等
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に要する経費	